

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、三重県内で発電された太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーによって発電された電力の県内における利用拡大を図るため、小売電気事業者が提供する三重県産再エネ電力プランを広く周知し、県内事業者等による三重県産再エネ電力の利用を促進する「三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）」について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本事業は、参加する小売電気事業者に対して、一定の評価を与え、保証又は推奨することを目的とするものではない。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

（1）小売電気事業者

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者

（2）県内事業者等

三重県内に事業所を有する事業者及び団体

（3）三重県産再エネ電力

小売電気事業者が、主として三重県内の再生可能エネルギー発電所に由来する環境価値を活用して販売する電気

（参加要件）

第3条 小売電気事業者の参加要件は、次の各号のとおりとする。

（1）次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。

イ 「三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領」又は「三重県物件関係落札資格停止要綱」により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていないこと。

ウ その他重大な法令違反がないこと。

（2）関係法令の遵守や適切な保守管理等が図られた三重県産再エネ電力を供給できること。

（参加方法）

第4条 参加を希望する小売電気事業者は、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

（1）三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）参加申請書（第1号様式）

- (2) 三重県産再エネ電力プランの内容が分かる書類
- (3) 小売電気事業者として国から登録を受けたことが分かる書類
- (4) 直近1年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- (5) その他知事が必要と認める書類

(参加の決定)

第5条 知事は、前条の規定により書類が提出されたときは、申請内容を審査し、参加を決定したときは、参加を決定した小売電気事業者(以下「参加事業者」という。)に対し、その旨を三重県産再エネ電力利用促進事業(事業者向け)参加決定通知書(第2号様式)により通知する。

- 2 知事は、前項の規定による審査の結果、参加を認めないことを決定したときは、当該小売電気事業者に対し、その理由を付して三重県産再エネ電力利用促進事業(事業者向け)不参加決定通知書(第2号様式)により通知する。

(周知)

第6条 県は、参加事業者が提供する三重県産再エネ電力プラン等の情報を県ホームページ等に掲載し、広く周知する。

(実績の報告)

第7条 参加事業者は、本事業により、県内事業者等と三重県産再エネ電力に係る需給契約を締結、変更、又は解除したときは、三重県産再エネ電力利用促進事業(事業者向け)実績報告書(第3号様式)により知事に報告するものとする。

(公表内容の変更)

第8条 参加事業者は、第4条の規定による申請内容に変更が生じたときは、三重県産再エネ電力利用促進事業(事業者向け)参加申請内容変更届(第4号様式)により、速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 県は、前項の変更届が提出されたときは、県ホームページ等で公表している情報を更新するものとする。

(参加の停止)

第9条 知事は、参加事業者が第3条に規定する参加要件を満たさないことが確認されたときは、参加を停止することができる。

- 2 当該参加事業者が、参加要件を満たした場合は、改めて本事業に参加できるものとする。

(参加の取消)

第10条 知事は、参加事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加を取り

消すことができる。

- (1) 参加事業者から、参加の辞退について申し出があったとき。
 - (2) 申請内容に虚偽があったとき。
 - (3) その他「電力の小売営業に関する指針」(経済産業省)で示されている問題となる行為が判明するなど知事が必要と認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により参加を取り消したときは、当該参加事業者に対し、三重県産再エネ電力利用促進事業(事業者向け)参加取消通知書(第5号様式)により、その理由を付して通知する。

(参加事業者との連携)

第11条 県は、参加事業者との情報共有等を目的とした連絡会を開催することができる。

(県内事業者等への認定証の交付)

第12条 県内事業者等は、本事業により、参加事業者と三重県産再エネ電力に係る需給契約を締結又は変更したときは、次の各号に掲げる書類により報告するよう努める。

- (1) 三重県産再エネ電力利用報告書(第6号様式)
- (2) 参加事業者と電力需給契約を締結していることが分かる書類

- 2 知事は、前項の規定により県内事業者等から報告があったときは、県内事業者等の希望に応じて、三重県産再エネ電力利用事業者(団体)認定証(以下「認定証」という。)を交付するとともに、県ホームページ等で県内事業者等の取組事例を公表する。
- 3 本事業によらず、既に三重県産再エネ電力への切替えを行っている県内事業者等から認定証の交付希望があった場合は、第1項の各号に掲げる書類の提出を受けた上で、認定証を交付する。
- 4 認定証は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者には交付しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月28日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）参加申請書

年 月 日

三重県知事 様

(申請者)
事業者名
所在地
代表者 職・氏名

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

1 小売電気事業者の概要

事業者名	
所在地	
担当者連絡先	部署 氏名 電話番号 メールアドレス
小売電気事業者 登録年月日	年 月 日
参加要件	要綱第 3 条の参加要件を満たす事業者であることを誓約します。 ☐ はい ☐ いいえ
調達予定の 県内電源	☐ 太陽光 k W ☐ 風力 k W ☐ 水力 k W ☐ バイオマス k W ☐ その他 () k W

2 三重県産再エネ電力プランの概要

プラン名称				
再エネ種類の 選択可否	発電所単位	種別単位	選択不可	
再エネ率	%			
三重県産 再エネ率	%			
供給区分	電灯	低圧電力	高圧	特別高圧
電力プランの 特徴				
ホームページ (URL)				

※ 適宜行を拡げて御記入ください。複数の電力プランがある場合は、表を追加してください。

※ 電力プランの特徴は、他社との違いなどPRポイントを出来るだけ詳細に記載してください。

3 添付書類

添 付 書 類	チェック
(1) 三重県産再エネ電力プランの詳細が分かる書類	☐
(2) 小売電気事業者として国から登録を受けたことが分かる書類	☐
(3) 直近1年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	☐

【県の免責事項】

県が周知する電力プランの契約に関して当事者間でトラブルが生じた際には、県は一切の責任を負いません。

第 2 号様式（第 5 条関係）

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）（参加・不参加）決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

三重県知事 ○○○○

○年○月○日付けで申請のありました三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）への参加について、三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）実施要綱第 5 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、（参加・不参加）を決定したので通知します。

※ 不参加を決定した場合は理由を付すこと。

（ 問合せ先
（所属名） （担当者名）
電話 ○○ ○○ ）

第3号様式（第7条関係）

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）実績報告書

年 月 日

三重県知事 様

（報告者）
事業者名
所在地
代表者 職・氏名

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

三重県産再エネ電力需給契約の締結、変更、解除に係る情報

県内事業者等名	
電力プランの名称	
再エネ率	
推定年間電力使用量	
県内事業者等 担当者連絡先 (分かる範囲で)	部署 氏名 電話番号 メールアドレス

- ※ 記載できない項目にはその旨及び理由を記載すること。
- ※ 複数件の場合は、表の追加や別紙とするなどして報告すること。

第 4 号様式（第 8 条関係）

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）参加申請内容変更届

年 月 日

三重県知事 様

(申請者)
事業者名
所在地
代表者 職・氏名

年 月 日付 第 号で参加決定を受けた事項について、三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付書類

担当者連絡先	部署 氏名 電話番号 メールアドレス
--------	-----------------------------

第 5 号様式（第 10 条関係）

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）参加取消通知書

第 号
年 月 日

参加事業者 様

三重県知事 ○○○○

○年○月○日付け環生第 号で参加を決定した三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）について、三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記理由により参加を取り消したので通知します。

記

1 理由

（問合せ先
（所属名） （担当者名）
電話 ○○ ○○
）

第 6 号様式（第 12 条関係）

三重県産再エネ電力利用報告書

年 月 日

三重県知事 様

(報告者)
事業者名
所在地
代表者 職・氏名

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）実施要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者・団体名		☐
事業・活動概要		☐
契約電力プランの名称		☐
小売電気事業者名		☐
再エネ率		☐
三重県産再エネ率		☐
推定年間電力使用量		☐
切替えたきっかけ		☐
切替え時の課題		☐
切替え後の変化(メリット等)		☐
コストの変化		☐
その他の P R 事項		☐

三重県産再エネ電力利 用認定証の交付	☐ 希望する ☐ 希望しない
交付資格	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者でない。 ☐ はい ☐ いいえ
担当者連絡先	部署 氏名 電話番号 メールアドレス

※ 適宜行を拡げて御記入ください。報告いただいた内容は県ホームページ等により事業者の取組として公表させていただきます。

※ 公表を希望しない項目については、右欄に☑を入れてください。